

全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するために、健康保険制度等の一部が改正されます。

改正される法律のうち「健康保険法」に関わる改正の概要をお知らせします。

【傷病手当金】 支給期間の通算化

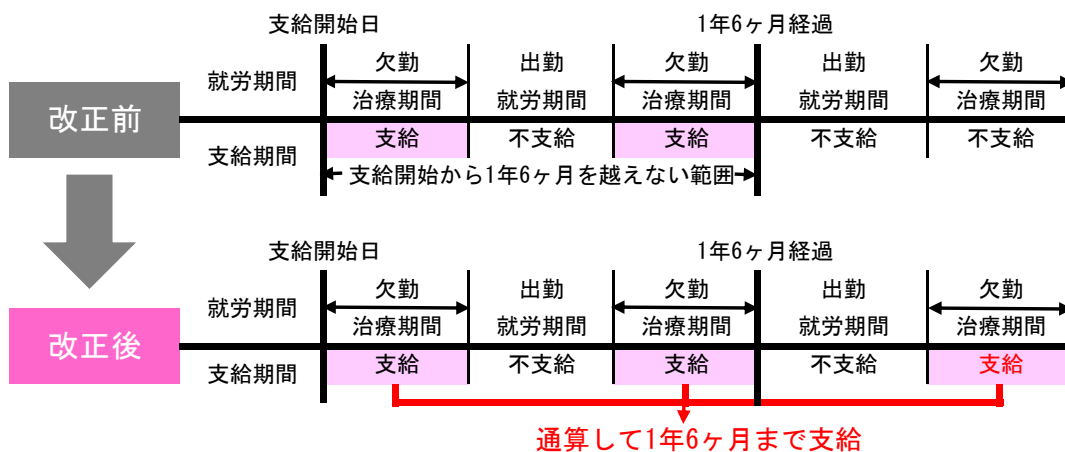
施行時期：令和4年1月

【傷病手当金】とは、被保険者が業務外の事由による療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間に手当金を支給される制度です。

現行の支給期間は、支給開始日から起算して1年6ヶ月を超えない期間とされています。

したがって、その期間内に一時的に就労した場合であっても、その就労した期間は1年6ヶ月の期間に計算されます。

改正後は、支給期間中に一時的に就労するなど傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6ヶ月を超えても繰り越して支給可能になります。



※令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6ヶ月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

【任意継続保険】 喪失事由の追加

施行時期：令和4年1月

【任意継続被保険者制度】とは、健康保険の被保険者が退職した後も個人の選択によって、引き続き最大2年間退職前に加入していた健康保険の被保険者になることが出来る制度です。

これまでの喪失事由に加え、新たに「**被保険者からの申出による任意脱退**」が追加されます。

被保険者がその資格の喪失を希望し保険者に申し出た場合は申出が受理された日の当月末日の翌日に喪失することができるようになります。